

知立市監査委員告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づき、平成30年9月10日
付けで提出された住民監査請求について、同条第4項の規定に基づき監査を行ったので、同項の規
定によりその結果を別紙のとおり公表します。

平成30年11月2日

知立市監査委員 坂田 郁雄

知立市監査委員 高木 千恵子

住民監査請求監査結果

第1 請求の概要

1 請求人

住所 (省略)

氏名 (省略)

2 請求書の提出日

知立市職員措置請求書 平成30年9月10日

知立市職員措置請求書(補正) 平成30年9月28日

3 請求書の内容

平成30年9月10日に提出のあった請求書、同年9月28日に提出のあった補正書に記載されている請求の要旨及び措置要求は、次のとおりである。

(原文のとおり。文字の大きさ、字の間隔、行数等については異なる場合がある。また、個人の氏名や住所、地番等を記号化したほか、請求書及び補正書の事実証明書の添付については省略した。)

知立市職員措置請求書

(地方自治法242条に基づく住民監査請求)

1 知立市職員に対する措置請求の要旨

(1) 要旨1

知立市長は、A(知立市在住)に対して、知立市所有の土地を権限なく占有し続けたこと

に対し、損害賠償請求せよ。

知立市の公有財産を管理、処分を担当する職員が、知立市■■■■■■でB社の店舗建設が推進されている開発敷地内に知立市所有の土地（普通財産676㎡）平成30年4月27日付け分筆登記をする前の地番●●番、●●番●、●●番●の管理については長年この公有地を不法に利用して不当利得を得てきた隣接地権者Aに対し管理者が何等対策を講じてこなかった事は責務怠慢である。そして、この地権者に何等ペナルティーを科さないで土地を売ってしまった処分は社会通念上あり得ないことです。私は断固として抗議します。管理者は自らの姿勢を正す事。不当利得者に対しては、しっかりと損害賠償請求をすることを求めるものである。

よって、地方自治法242条1項に定める「財産の管理を怠る事実」があるので、同条項に基づき、必要な措置を講ずべきことを請求する。

(2) 要旨2

知立市市長は、知立市所有の狭隘な土地（地番●●番●、●●番●、●●番●）の管理、処分は不当であるので、その管理を改めよ。

前記開発敷地内に用水路があり公図が示す場所を現状の水路で相違していますが、不必要な分筆をし（●●番●を●●番●●、●●番●●、●●番●●に分筆）狭隘な知立市所有の土地（●●番●等）を残し、私から隣接地権者（●●番）の立場（権利）を剥奪して同意書を求めないで開発が推進されていることについて不当な処分として断固として抗議します。この事で私の開発計画における要望が全く聞き入れてもらえない状態となりました。知立

市は住民に大きな不信感を植えつけた。また、知立市に不要な費用（分筆費用等）を負わせた。用水路も本来の公図が示す水路に回復すれば同時に土地の全部を売却する事も出来た。

私は、管理者が土地を売るのではなく地域住民の「安心安全なまちづくり」に利用する事を考えるべきであり、また、土地の運用を考えてB社に貸して地代収入を考えれば固定資産税以上の安定的な収入が得られる。これ等を再検討するように請求します。

よって、地方自治法242条1項に定める「不当な財産の管理若しくは処分」があるので、同条項に基づき、当該不当な財産の管理、処分の是正を求める。

2 請求者

知立市■■■■■■■■■■

■■■■■■■■

電話番号 (略)

F A X (略)

署名 (略)

地方自治法第242条第1項の規定により、別添事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

平成30年8月29日

知立市監査委員殿

知監 第37号

平成30年9月28日

知立市監査委員殿

知立市■■■■■■■■■■

(略)

平成30年9月21日付知立市職員措置請求補正通知書に対する補正内容は、別紙のとおりである。

以上

別紙

1 形式的事項

① 補正後の住所

知立市■■■■■■■■■■

② 事実証明書の内訳

(1) 提出済み

- 資料1 陳述書（請求人作成 平成30年5月吉日付）
- 資料2 陳述書について（回答）（知立市長作成 平成30年6月12日付）
- 資料3 質問書（請求人作成 平成30年6月15日付）
- 資料4 質問書について（回答）（知立市長作成 平成30年6月22日付）
- 資料5 質問書（請求人作成 平成30年6月23日付）
- 資料6 質問書について（回答）（知立市長作成 平成30年6月27日付）
- 資料7 陳情書（請求人作成 平成30年6月28日付）
- 資料8 質問書（請求人作成 平成30年6月29日付）
- 資料9 陳情書（請求人作成 平成30年6月30日付）
- 資料10 陳情書（請求人作成 平成30年7月4日付）

- 資料 1 1 行政不服審査会申立請求（請求人作成 平成 3 0 年 7 月 7 日付）
- 資料 1 2 行政不服審査会申立請求について（通知）（知立市企画部財務課 平成 3 0 年 7 月 1 8 日付）
- 資料 1 3 行政不服審査会申立請求（請求人作成 平成 3 0 年 7 月 1 8 日付）
- 資料 1 4 行政不服審査会申立請求（請求人作成 平成 3 0 年 7 月 3 0 日付）
- 資料 1 5 地図
- 資料 1 6 給排水施設計画図面
- 資料 1 7 公函写（平成 2 9 年 4 月 2 7 日閲覧）
- 資料 1 8 地図に準ずる図面
- 資料 1 9 全部事項証明書（知立市所有）
- 資料 2 0 全部事項証明書（A 所有）

（2）追加提出

- 資料 2 1 全部事項証明書（請求人所有）追加提出
- 資料 2 2 公函写（平成 2 9 年 4 月 2 7 日閲覧）に不法占拠部分を明示したもの
- 資料 2 3 写真（平成 3 0 年 9 月 2 7 日撮影）
- 資料 2 4 Google マップ（平成 2 9 年 1 1 月）
- 資料 2 5 抗議（請求者作成 平成 3 0 年 8 月 2 9 日付）

2 要旨 1 の措置内容について

- ① 追加資料として提出した前記資料 2 2 から 2 4 が不法に使用していたことを証明するものである。

資料 2 2 の赤線で囲まれた部分が不法に占拠されていた部分である。その一部にコンテナ等が置かれ（資料 2 3 写真番号①、⑤）、田んぼとして使用されている（同④）。

なお、資料 2 には、「■■■■■■地内の普通財産における、所有者でない方による長年の利用につきましては、本市として適切な対処を行ってこなかったことをお詫び申し上げます。」との記載があり知立市として不法占拠を把握している。

3 要旨 2 の措置内容について

- ① 知立市が●●番●の土地を分筆することなく B 社に賃貸していれば賃料収入が得られ

たことは明白であり、売却した場合の固定資産税を上回る賃料設定をしなければ市所有の普通財産の有効利用とは言えないので、固定資産税以上の安定的収入が得られることも明らかである。

固定資産税額については、市が把握する事実であり、賃貸した場合の賃料については地権者がB社と締結した賃貸借契約を参考にせざるを得ないが、民間の契約で、請求者に契約書を入手せよというのは酷である。

- ② 狭隘な知立市所有の土地（●●番●等）を残すことなく、地権者との間の売買契約を合意解除し、全体を賃貸する方法あるいは、全体を売却する方法を採用することの検討を求める。

以上

4 請求の受理

本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の所定の要件を具備するものと認め、平成30年10月2日付けでこれを受理した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

【要旨1】

請求人は、知立市所有の土地（以下、「本件土地」という。）を権限なく占有し続けた者に対し損害賠償請求することを求めていることから、占有料相当額又は地代相当額の債権を請求しないことが法第242条第1項に規定する違法又は不当に財産の管理を怠る事実にあたる

か否かを監査対象事項とした。

【要旨 2】

請求人は、本件土地において不必要な分筆をしたことが不当であるとしていることから、分筆を行った行為が法第 2 4 2 条第 1 項に規定する不当な財産の管理若しくは処分に当たるか否かを監査対象事項とした。

2 監査対象部署

企画部財務課を監査対象とした。

3 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第 2 4 2 条第 6 項の規定に基づき証拠の提出及び陳述の機会を設け、請求人より平成 3 0 年 1 0 月 1 5 日に新たな証拠（資料 2 6～4 0）の提出があった。また、平成 3 0 年 1 0 月 1 7 日に請求書における請求の要旨を補足するための陳述があった。その際、法第 2 4 2 条第 7 項の規定に基づき関係執行機関の職員の立会いを認めた。

請求人の陳述は、概ね請求書および補正書の記載に沿って行われた。また、要旨 2 における請求人が請求する違法若しくは不当な行為については、不必要な分筆を行ったことにより市が不必要な分筆費用を支払ったことであると述べられた。

4 関係執行機関の陳述

企画部財務課（以下「担当部局」という。）を対象として、平成 3 0 年 1 0 月 1 7 日に陳述の聴取を実施した。その際、法第 2 4 2 条第 7 項の規定に基づき請求人の立会いを認めた。

担当部局の職員の陳述の概要は次のとおりである。

ア 本件土地の管理を怠っているという主張について

本件土地については、昭和15年頃、旧県道が廃道となった県所有の廃道敷であったところ、昭和16年～20年の間に隣接住民等が耕作地等として使用するようになっていたようであった。これらの土地のうちの一部の利用者からは、当該土地を含む廃道敷の所有の意思を有していたようであり、その対応として払下げが進められてきた。これらの経緯から、不法占有であることの根拠も明らかでない状態で市は無償で払い下げを受け、無償占有状態を引き継いだに過ぎなかった。当該土地を含む廃道敷については順次払い下げを進めており、本件土地は平成30年7月18日付にて払下げを完了している為、請求人の主張する公共団体所有財産に対する管理を怠る事実には該当しない。

イ 本件土地における分筆等の管理及び処分について

分筆を行った本件土地の一部は、水路として整備した行政財産であり今後も適正に市が管理をしていく。現在、不当な管理はしていない為、請求人の主張する公共団体所有財産に対する管理処分が不当な事実には該当しない。

5 実地調査

平成30年10月17日の陳述後、実地調査を行った。

6 関係職員の事情聴取等

請求書及び証拠書類について調査を行うとともに、関係職員から聴取を実施した。

第3 事実の確認

監査対象事項に関し、陳述及び質疑等を踏まえ、次のとおり事実を確認した。

- 1 本件土地を知立市が所有することとなった経緯は、県や国から無償占有者が存在する状況の廃道敷として払下げ、または無償譲渡を受けた土地であった。その経緯から、不法占有である根拠も明らかではなく、確認する資料もないまま、無償占有状態を引き継いだものである。
- 2 本件土地の一部は、一部使用者が廃道敷土地の所有の意思を有しており、耕作や資材置き場として利用していた。すでに払い下げがされた他の廃道敷部分と同様に、順次払い下げの対応を進めていたために占有料の徴収等を行わなかった。また、請求人提出の事実証明書において、市としても適切な対処を行ってこなかったことに対して謝罪をしていたが、これは長年払い下げに至らなかったことへの謝罪であると担当部局への質疑で確認をした。
- 3 本件土地の分筆については、隣接地権者からの払い下げの申出による分筆案の提案を受けたものであった。また、その後財務課及び土木課で協議した結果、行政財産である用水路とその管理地を決定し、A氏の費用負担で分筆を行った。

第4 監査委員の判断

以上を踏まえ、次のとおり判断した。

- 1 【要旨1】本件土地の管理を怠っているという主張について

請求人は、隣接地権者A氏が本件土地を不法に占有しているため、違法又は不当に財産の管理を怠る事実にあたるとして、隣接地権者A氏への損害賠償請求を求めている。

「普通地方公共団体の執行機関は、公有財産たる土地（法第238条第1項第1号）が第三者に占有され、時効取得等によってその財産的価値を減少するおそれが生じている場合には、これを

阻止する義務を負い、これを行わないことが、不法占有開始の事情、交渉の経緯、放置期間の長さなどの諸要素を総合的に考慮し、当該執行機関の裁量権の逸脱又は濫用と認められる場合には、法第242条第1項所定の財産管理を違法に怠る事実に該当するものと解することができる」(横浜地裁平成20年5月14日判決)とされている。

本件において、直ちに占有状態を解除しなければその財産的価値が減少するおそれが生じている状況ではないことや、本件土地の利用者が隣接する土地所有者に限られていること、長年に渡って払い下げに向けた働きかけがされてきたこと、平成30年7月18日に払い下げがされたことを考慮すると、担当部局の判断は、裁量権の逸脱又は濫用とまでいうことはできない。

また、財産の管理を怠る事実について、行政実例では「公有財産を不法に占用されているにもかかわらず、何らの是正措置を講じない場合等をいう」(自治省行政課長通知昭和38年12月19日)とされている。

本件においては、近隣の土地も含め長年に渡り隣接者と払い下げに向けた交渉を続けており、漫然と放置しているものではなく、何ら是正措置を講じていないとまではいえないため、担当部局の対応は違法又は不当に財産の管理を怠っているとまではいえない。

2 【要旨2】本件土地における分筆等の管理及び処分について

請求人は、本件土地を不必要な分筆をしたことが、不当な財産の管理若しくは処分に当たるとして、知立市に財産管理、処分の是正を求めている。

法第242条第1項は、住民監査請求に関して「当該普通地方公共団体の長等について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行の事実が

あると認めるときは、当該行為によって当該普通地方公共団体のこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。」と規定している。すなわち、住民監査請求は、財務会計上の行為に違法若しくは不当な行為があると認められるときに提起することができるものである。また、「たとえ違法・不当な行為または怠る事実があるとしても、市に損害をもたらさない行為は住民監査請求の対象にならない」(最高裁判決平成6年9月8日)とされている。

本件においては、分筆を行ったことよって市に損害が生じているとまではいえず、市に財産的損失を与えているものとは言えないため、法第242条第1項の住民監査請求の要件を満たしていない。

第5 監査の結果

以上のことから、監査委員合議の結果、【要旨1】は理由がないものと認められるため棄却とし、【要旨2】は請求の要件に満たないため却下とする。

第6 監査委員の意見

監査結果は以上のとおりである。

なお、廃道敷については、境界確定等の問題などからその管理の難しさについては理解できるところであるが、今回行政財産となった用水路については、今後適切な維持管理が行われることを要望する。